平成２５年（フ）第１２８１５号
東京都北区滝野川５丁目41―２　第２ムラカミビル401
債務者　栗栖　　渚（旧姓園田）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２８１６号
東京都葛飾区鎌倉１丁目５―８―11
債務者　美濃　良子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２１１４号
横浜市神奈川区白幡東町14番８号　百合マンション２―A、住民票上の住所横浜市港南区港南台９丁目20番31号
債務者　岩本　健進
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５００１号
大阪府枚方市町楠葉２丁目14番３号、前住所東京都大田区蒲田４丁目25番５号　プラウドフラット蒲田Ⅱ1305
債務者　東阪　勝彦
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０８２号
大阪市住之江区住之江２丁目12番２号　ロレーヌ住之江208号
債務者　吉岡修二郎
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３５４号
大阪府池田市鉢塚３丁目１番22号　402
債務者　青木　　崇
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５７号
栃木県宇都宮市松が峰２丁目３番12号　サンデュエル松が峰グラン・アクシス308
債務者　村上　千鶴（旧姓澤田）
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２７１９号
東京都大田区西糀谷４丁目27―４―201
債務者　大森　壯一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７４０号
神奈川県横浜市南区永田山王台３―３―101
債務者　寺島　　香
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２７９５号
東京都町田市山崎町1223―C―104
債務者　昆　　勝美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月４日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３号
熊本県天草市佐伊津町519番地26
債務者　長野　美生
1　決定年月日時　平成25年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月６日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２１１１号
神奈川県藤沢市円行1872番地　コーポみなみ108号細野方（前住所）
債務者　加藤　千恵
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１１２号
神奈川県藤沢市円行1872番地コーポみなみ108号（前住所）
債務者　細野　富代
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月７日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６５号
静岡市駿河区南町２番26―502号
債務者　笠井　　清
1　決定年月日時　平成25年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５０４号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前、前住所東京都江東区東砂５丁目21番３号　コーポ友201
債務者　森部三千泰
1　決定年月日時　平成25年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係